「障害者手帳※」に基づいて障害者控除を受けるための申告手続きについて（簡易版）

※障害者控除対象者認定書も含む。

スタート

「障害者手帳※」の初回交付日はいつですか？

- 前年の12月31日以前 → 申告が必要な場合があります。次のフローで確認してください。 **A へ進む**
- 今年の1月1日以降 ↓

今年、勤務先で年末調整を受けますか？

- いいえ → 今年の申告では障害者控除の対象となりませんので、来年の2月中旬にもう一度このフローをたどってください。
- はい ↓

年末調整期間（10月～11月頃）に勤務先へ確認してください。

A

「障害者手帳※」の交付を受けた方、または、「障害者手帳※」の交付を受けた方を扶養する方が、所得税や市民税・県民税が課税されていますか？

- いいえ → **手続き不要**：所得税と市民税・県民税に関しての手続きは必要ありません。
- 所得税が課税されている → **確定申告**：提出方法などのご不明点は、管轄税務署へ相談してください。
- 市民税・県民税のみ課税されている → **市民税・県民税の申告**：提出方法などのご不明点は、個人市民税担当へ相談してください。

【次頁に詳細版があります】

「障害者手帳※」に基づいて税の控除を受けるための申告手続きについて（詳細版）

※障害者控除対象者認定書を含む。

所得税や市民税・県民税において、障害者控除を適用させるための手続きは、下記を参照してください。

Q1「障害者手帳※」の初回交付日は、ア・イのいずれに該当しますか？

ア 前年12月31日以前です･･････････････････････････････････ Q2 へ進んでください。
イ 本年1月1日以降です･･････････････････････････････････････A 勤務先で年末調整を受ける方
年末調整期間中（10 月～11 月頃）に、勤務先へご確認ください。
B 勤務先で年末調整を受けない方
来年の申告期間（2月16日～3月15日）にQ2 Q3をご確認ください。

Q2「障害者手帳※」を交付された方は、所得税や市民税・県民税が課税されていますか？

ア 所得税と市民税・県民税が課税されている･･･････････････････管轄の税務署へ、「所得税の確定申告」のご相談を行ってください。
イ 市民税・県民税のみが課税されている････････････････････････市民税課窓口にて、「市民税・県民税の申告」のご相談を行ってください。
ウ 所得税と市民税・県民税のいずれも課税されていない････････ Q3 へ進んでください。

Q3「障害者手帳※」を交付された方を税申告上扶養しているご親族がいる場合、そのご親族に所得税や市民税・県民税が課税されていますか？

ア 所得税と市民税・県民税が課税されている･･････････････ご親族が管轄税務署へ、「所得税の確定申告」のご相談を行ってください。
イ 市民税・県民税のみが課税されている･･･････････････････ご親族が市民税課窓口にて、「市民税・県民税の申告」のご相談を行ってください。
ウ 所得税と市民税・県民税のいずれも課税されていない･････所得税と市民税・県民税に関しての手続きは必要ありません。

【参考】 所得税、市民税・県民税の所得控除額、及び市民税・県民税が課税されない人について

（1） 控除額･･･････所得金額から下記の金額が控除されます。

障害者の該当区分	所得税	市民税・県民税
普通障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円
同居の特別障害者	75万円	53万円

（2） 市民税・県民税が課税されない人（抜粋掲載）･･････下記に該当される人は、今年度の市民税・県民税が非課税となります。
前年12月31日現在、障害者・寡婦・ひとり親・未成年者に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人